## 障がいのある人と人権

「福祉の黒船」国際障害者年と当事者の活躍





今年2023(令和5)年は、「障害者福祉の 憲法」とも言われる障害者基本法が1993(平成5)年に施行されてから30年、「抜本的改 正」と称された2013(平成25)年の改正から10年、という節目の年である。

筆者にとって忘れられないのは、1981年の国際障害者年である。1975年、国連は「障害者の権利宣言」を発したが、なかなか理念の実現には至らなかった。そこで、「完全参加と平等(Full Participation and Equality)」を掲げ、世界的なキャンペーンを繰り広げた。しかし、1年だけでは「お祭り騒ぎ」に終わってしまうと、1982年を準備年とし、「国連・障害者の10年」(1983~1992)を設け、10年がかりで障害者の権利獲得の運動を展開していったのである。

「10年」の集大成として、日本では1970 (昭和45)年に制定された「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」へと改正される。これにより、それまでは身体障害・精神薄弱(1999(平成11)年に「知的障害」と改称)の「2障害」であったが、医療の対象のみであった精神障害も福祉分野に位置付けられ、わが国の「3障害」という枠組みが確立された。しかし、この「3障害の格差」をいかにしてなくすか、という新たな課題に直面することにもなる。

国際障害者年は「福祉の黒船来たる」などとも言われ、まさに福祉が大きな転換を遂げた年である。それは、「障害当事者の活躍があったからこそ」と筆者は考えている。それまで「社会のお荷物」とか「穀潰し」とまで

言われ、その存在を否定されていた預髄損傷 や脳性マヒなど、重度の身体障害者が声を挙 げ、社会を変革していくのである。

アメリカで始まった自立生活運動の影響もあり、「働いて納税者になるだけが社会貢献ではない」と主張した。「これから誰もが介護を必要とする高齢社会が到来する。支援を受けてきた自分たちだからこそ、これからの社会のあり方を提言できる」と、まさに「水を得た魚」のように生き生きと活動を広げていく。自分が稼いだ金で暮らす「経済的自立」ではなく、自己決定に基づいて納得できる日々を送る「精神的自立」こそが重要、という「自立観のコペルニクス的転換」をもたらし、社会の価値観をも変えていったのである。

入所施設や病院を出た後の暮らしを支えるために、当事者が自ら運営する「自立生活センター」は福祉システムの転換にもつながる。障害者や高齢者が「サービスの受け手」ではなく、「権利の主体者」「支援の担い手」としての役割を果たしていく。こうした活躍が、「支える側と支えられる側という関係を超えた地域共生社会」という、現在の福祉理念を築き上げていくことにもなるのである。

いしわた かずみ 東洋英和女学院大学名誉教授。埼玉県や横浜市のリハビリテーションセンターに勤務の後、東洋英和女学院大学等で『障害者福祉論』『人権論』を担当。日本障害者協議会(JD) 理事、東京都社会福祉協議会理事、世田谷区障害者施策推進協議会部会長などを歴任。2016(平成28)年には、津久井やまゆり園事件の神奈川県検証委員長も務めた。障害がある人の想いを尊重した地域生活支援、ネットワークの構築などについて活動を続けている。

\*\*が米青んいくとうでゅうご米青んいくくざいゃか米青んいくくざいゅん:米青んいくくざいゃか:米青んいくくざいゅん